令和７年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

地方公務員法第５８条の２の規定に基づき、前年度の地方公共団体の職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表します。
これは、住民の皆様に町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。

１　職員の競争試験及び選考の状況(令和７年４月１日から令和８年３月３１日)

（１） 播磨町職員採用候補者試験（一般行政職（新卒・既卒））
①第１期（一般行政職（新卒・既卒））
第１次試験
令和７年８月７日（木）から８月２９日（金）
基礎能力検査、事務能力検査を実施
第２次試験
令和７年９月２１日（日）
適性検査、作文試験を実施
第３次試験
令和７年１０月１８日（土）
個別面接を実施
第４次試験
令和７年１０月２５日（土）、１０月２６日（日）
個別面接を実施
（結果）　申込者　４１人（男　２０人、女　２１人）
受験者　２８人（男　１４人、女　１４人）
合格者　　１人（男　　０人、女　　１人）

②第２期（一般行政職（新卒・既卒））
第１次試験
令和７年１２月１３日（土）
基礎能力検査、事務能力検査、適性検査、作文試験を実施
第２次試験
令和８年１月１７日（土）
個別面接を実施
第３次試験
令和８年１月２４日（土）
個別面接を実施
（結果）　申込者　　２８人（男　２１人、女　７人）
受験者　　１４人（男　１１人、女　３人）
合格者　　０人（男　　０人、女　０人）

（２） 播磨町職員採用候補者試験（一般行政職（経験者採用））
①第１期（一般行政職（経験者採用））
第１次試験
令和７年８月７日（木）から８月２９日（金）
基礎能力検査、事務能力検査を実施
第２次試験
令和７年９月２１日（日）

適性検査、作文試験を実施
第３次試験
令和７年１０月１８日（土）
個別面接を実施
第４次試験
令和７年１０月２５日（土）、１０月２６日（日）
個別面接を実施
（結果）　申込者　６８人（男　４４人、女　２４人）
受験者　６４人（男　４１人、女　２３人）
合格者　　３人（男　　１人、女　　２人）

②第２期（一般行政職（経験者採用））
第１次試験
令和７年１２月１３日（土）
基礎能力検査、事務能力検査、適性検査、作文試験を実施
第２次試験
令和８年１月１７日（土）
個別面接を実施
第３次試験
令和８年１月２４日（土）
個別面接を実施
（結果）　申込者　２８人（男　１８人、女　１０人）
受験者　１９人（男　１３人、女　　６人）
合格者　　３人（男　　３人、女　　０人）

（３）播磨町職員採用候補者試験（保健師（経験者採用））
第１次試験
令和７年５月３１日（土）
事務能力検査、適性検査、作文試験を実施
第２次試験
令和７年６月７日（土）
個別面接を実施
（結果）　申込者　１人（男　０人、女　１人）
受験者　１人（男　０人、女　１人）
合格者　１人（男　０人、女　１人）

（４）播磨町職員採用候補者試験（土木職（新卒・既卒））
第１次試験
令和７年９月２１日（日）
基礎能力検査、事務能力検査、適性検査、専門試験を実施
第２次試験
令和７年１０月１８日（土）
個別面接を実施
第３次試験
令和７年１０月２５日（土）、１０月２６日（日）
個別面接を実施
（結果）　申込者　２人（男　２人、女　０人）
受験者　１人（男　１人、女　０人）
合格者　０人（男　０人、女　０人）

（５）播磨町職員採用候補者試験（土木職（経験者採用））

①第１期（土木職（経験者採用））

第１次試験

令和７年６月７日（土）

基礎能力検査、事務能力検査、適性検査、個別面接を実施

（結果）　申込者　１人（男　１人、女　０人）

受験者　１人（男　１人、女　０人）

合格者　１人（男　１人、女　０人）

②第２期（土木職（経験者採用））

第１次試験

令和７年９月２１日（日）

基礎能力検査、事務能力検査、適性検査を実施

第２次試験

令和７年１０月１８日（土）

個別面接を実施

第３次試験

令和７年１０月２５日（土）、１０月２６日（日）

個別面接を実施

（結果）　申込者　３人（男　３人、女　０人）

受験者　３人（男　３人、女　０人）

合格者　１人（男　１人、女　０人）

（６）播磨町職員採用候補者試験（管理栄養士）

第１次試験

令和７年９月２１日（日）

専門試験、適応性検査、職務能力試験を実施

第２次試験

令和７年１０月１９日（日）

個別面接試験を実施

（結果）　申込者　３人（男　０人、女　３人）

受験者　３人（男　０人、女　３人）

合格者　１人（男　０人、女　１人）

２　職員の任免及び職員数に関する状況(令和７年４月１日から令和８年３月３１日)

（１）職員の採用の状況

（令和７年４月１日付け採用）

職種	男	女	合計
一般行政職	２人	４人	６人
幼稚園教諭	０人	３人	３人
合　　計	２人	７人	９人

（令和７年８月１日付け採用）

職種	男	女	合計
保健師	０人	１人	１人
土木職	１人	０人	１人
合　　計	１人	１人	２人

（２）職員の退職の状況（令和７年度中の退職者）

退職事由	人数
定　年　退　職	０人
勧　奨　退　職	３人
普　通　退　職	１４人
死　亡　退　職	０人
そ　の　他	０人
合　　計	１７人

※ただし、教育職給料表適用者は含んでいません。

（３）部門別職員数（令和７年４月１日現在）

部門	区分	職員数
一般行政部門	議会	３人
	企画総務	５２人
	税務	１４人
	民生	２５人
	衛生	２３人
	労働	１人
	農林水産	１人
	商工	０人
	土木	２２人
	小　　計	１４１人
政特部別門行	教育	５１人
	小　　計	５１人
会公計営部企門業等	水道	７人
	下水道	５人
	その他	５人
	小　　計	１７人
	合　　計	２０９人

※任期付フルタイム職員１３人を含む。

３　職員の人事評価の状況

（１）人事評価の実施

ア　実施月　　令和７年１０月（令和７年　４月から令和７年９月）
　　令和８年　３月（令和７年１０月から令和８年３月）

イ　対象者　　全職員

４　職員の給与の状況

（１）初任給（令和７年４月１日現在）

ア　一般行政職

（ア）大学卒	１級２９号給	２３７，６００円
（イ）短大卒	１級２１号給	２２５，６００円
（ウ）高校卒	１級１３号給	２１３，１００円

イ　技能労務職（年齢別初任給）

清掃作業員の場合

（ア）１８歳採用	２級１３号給	２１１，５００円
（イ）２２歳採用	２級２９号給	２４０，４００円

給食調理員の場合

（ア）１８歳採用	１級２１号給	２０５，０００円
（イ）２２歳採用	１級３７号給	２２８，８００円

（２）等級別職員数（令和７年４月１日現在）

ア　行政職給料表適用者

【行政職等】

７級（部長、会計管理者）	９人
６級（課長、事務局長）	２１人
５級（課長補佐、事務局長補佐、園長）	２０人
４級（係長、主任、副園長）	３５人
３級（主査、教諭）	４９人
２級（主事、技師、教諭）	２５人
１級（主事、技師、教諭）	３４人
合計	１９３人

イ　技能労務職給料表適用者

【技能労務職】

２級（清掃作業員、調理員）	１０人
１級（給食員）	０人
合計	１０人

ウ　教育職給料表適用者

【教育職】

４級（教育指導主事等）	２人
３級（教育指導主事等）	１人
２級（教育指導主事等）	３人
合計	６人

（３）経験年数別、学歴別給料月額（令和７年４月１日現在）

ア　一般行政職

（ア）大学卒

経験１０年（１１年目）	３級	２０号給	２９６，９００円
経験１５年（１６年目）	３級	４０号給	３２０，６００円
経験２０年（２１年目）	３級	６０号給	３４２，７００円

（イ）短大卒
経験１０年（１１年目）　３級　１２号給　２８７，２００円
経験１５年（１６年目）　３級　３２号給　３１０，５００円
経験２０年（２１年目）　３級　５２号給　３３５，１００円
（ウ）高校卒
経験１０年（１１年目）　２級　２０号給　２６６，１００円
経験１５年（１６年目）　３級　２４号給　３０１，６００円
経験２０年（２１年目）　３級　４４号給　３２５，５００円

イ　技能労務職
（ア）清掃作業員（１８歳採用）の場合
経験１０年（１１年目）　２級　５２号給　２６３，１００円
経験１５年（１６年目）　２級　７６号給　２７８，９００円
経験２０年（２１年目）　２級１００号給　２９９，５００円

（イ）調理員（１８歳採用）の場合
経験１０年（１１年目）　２級　４８号給　２５７，４００円
経験１５年（１６年目）　２級　７２号給　２７６，２００円
経験２０年（２１年目）　２級　９６号給　２９７，９００円

（４）職員手当（令和７年４月１日現在）
ア　扶養手当
（ア）支給対象　　下記（イ）の扶養親族を扶養する職員
（イ）支給単価
ａ　配偶者　　月　　３，０００円
ｂ　扶養親族たる子　　月　１１，５００円
ｃ　その他の扶養親族　　月　　６，５００円
ｄ　扶養親族のうち満１６歳の年度初めから満２２歳の年度末までの子がいる場合、１人につき　５，０００円を加算

イ　地域手当
（ア）支給対象　　全職員を対象
（イ）支給率　　３％
（ウ）計算式　　（給料＋扶養手当＋管理職手当）×支給率

ウ　住居手当
（ア）支給対象　　自ら居住するための住居を所有又は賃貸している世帯主である職員
（イ）支給単価
ａ　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃月額から１６，０００円を控除した額
ｂ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（上限１７，０００円）に１１，０００円を加算した額
ｃ　持家及びこれに準ずる住宅に居住する職員　月　１，６００円

エ　通勤手当
（ア）支給対象
通勤距離が１㎞以上の、交通用具、交通機関又はその両方を使用して通勤する職員
（イ）支給単価
ａ　交通機関のみを利用する職員
使用する交通機関の６か月定期券（６か月定期がない場合には６か月の範囲内で期間が最長となる定期券）の料金を、その購入後の直近の給料日に支給

（ただし、その料金を通用月数で割り戻した１か月当たりの額が５５，０００円を超える場合には、５５，０００円を限度とする。）

b　自動車等交通用具を使用する職員

１ｋｍ以上	２ｋｍ未満	月額　１，０００円
２ｋｍ以上	３ｋｍ未満	月額　２，１００円
３ｋｍ以上	４ｋｍ未満	月額　２，９００円
４ｋｍ以上	５ｋｍ未満	月額　３，７００円
５ｋｍ以上	７ｋｍ未満	月額　４，５００円
７ｋｍ以上	１０ｋｍ未満	月額　５，８００円
１０ｋｍ以上	１５ｋｍ未満	月額　７，３００円
１５ｋｍ以上	２０ｋｍ未満	月額１０，４００円
２０ｋｍ以上	２５ｋｍ未満	月額１３，５００円
２５ｋｍ以上	３０ｋｍ未満	月額１６，６００円
３０ｋｍ以上	３５ｋｍ未満	月額１９，７００円
３５ｋｍ以上	４０ｋｍ未満	月額２２，８００円
４０ｋｍ以上	４５ｋｍ未満	月額２５，９００円
４５ｋｍ以上	５０ｋｍ未満	月額２９，１００円
５０ｋｍ以上	５５ｋｍ未満	月額３２，３００円
５５ｋｍ以上	６０ｋｍ未満	月額３５，５００円
６０ｋｍ以上		月額３８，７００円

c　ａとｂの併用者

ａの支給額を定期券購入ごとに、ｂの支給額を毎月支給するが、ａの料金を通用期間で割り戻した１ヶ月当たりの額とｂとの合計額が５５，０００円を超える場合には、５５，０００円に通用期間を乗じた額が支給額となる。

オ　管理職手当（令和７年４月１日現在）

（ア）支給対象　課長補佐以上の職にある職員

（イ）支給額（定額制）

a	部長・会計管理者（筆頭）	１１０，０００円（１２５，０００円）
b	課長（筆頭）、所長、局長、園長	７０，０００円　（８０，０００円）
c	課長補佐、室長補佐、局長補佐、館長、教育指導主事	４０，０００円

カ　期末勤勉手当

（ア）支給対象　全職員を対象

（イ）支給月数　６月期　期末手当１．２５箇月
　　勤勉手当１．０５箇月（勤務成績が標準の場合）
　　１２月期　期末手当１．２７５箇月
　　勤勉手当１．０７５箇月（勤務成績が標準の場合）

勤勉手当には勤務成績を反映しており、上記標準の月数から０．２箇月の範囲で増減して支給しています。

キ　特殊勤務手当

（ア）手当の名称

a　感染症防疫作業手当

・感染症患者等の防疫作業等	１日	５００円

b　清掃作業手当

・清掃作業	１日	６００円
・へい獣処理	１日	５００円

c　行旅死亡人等取扱作業手当
・行旅病人　　１回　　１，０００円
・行旅死亡人　　１回　　２，０００円
d　緊急呼出手当　　１回　　５００円
e　災害対策業務手当　　１日　　１，０００円

（イ）手当の状況（令和７年度支給実績）

手当の名称		支払者数（のべ人数）	総支給額
感染症防疫作業手当	防疫作業等	－	－
清掃作業手当	清掃作業	１，９７２人	１，１８３，２００円
	へい獣処理	１５０人	７５，０００円
行旅死亡人等取扱作業手当	行旅病人	－	－
	行旅死亡人	－	－
緊急呼出手当		１２人	６，０００円
災害対策業務手当		－	－

ク　時間外勤務手当、休日勤務手当
（ア）支給対象　　４級以下の職にある職員
（イ）支給時間単価　　$\frac{\text{（給料＋給料に係る地域手当）}\times 12}{\text{7時間45分}\times\text{規則で定める日数}}$
※規則で定める日数とは、一の年度の日数から週休日及び休日（当該休日が週休日に当たる場合を除く。）の日数を減じた日数をいう。
（ウ）支給率
a　普通時間外勤務　　125／100（60時間を超える部分の場合は150/100）
b　普通深夜時間外勤務　　150／100（60時間を超える部分の場合は175/100）
c　週休時間外勤務　　135／100（60時間を超える部分の場合は150/100）
d　週休深夜時間外勤務　　160／100（60時間を超える部分の場合は175/100）
e　休日勤務　　135／100

５　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間
ア　本庁舎　　午前８時３０分から午後５時１５分まで
（勤務時間の途中に休憩を６０分）
イ　可燃ごみ中継センター　　午前７時３０分から午後４時００分まで
（勤務時間の途中に休憩を４５分）
ウ　幼稚園　　午前８時１５分から午後４時４５分まで
（勤務時間の途中に休憩を４５分）
エ　小学校（調理員）　　午前８時２０分から午後４時５０分まで
（勤務時間の途中に休憩を４５分）
オ　郷土資料館　　午前９時２０分から午後６時０５分まで（　４月から９月）
午前８時３０分から午後５時１５分まで（１０月から３月）
（勤務時間の途中に休憩を６０分）

（２）その他の勤務条件

ア　休日

（ア）土曜日及び日曜日、又はそれに相当する日（週休日）

（イ）国民の祝日に関する法律に規定される休日、又はそれに相当する日

（ウ）年末年始の休日（１２月２９日から翌年１月３日までの日）

イ　療養休暇

（ア）公務傷病によるもの・・・・・必要な期間

（イ）結核性疾患又は精神障害・・・２年の範囲内

（ウ）私傷病による療養休暇・・・・１２０日の範囲内

ウ　特別休暇

（ア）有給の休暇

ａ　公民権の行使・・・・・必要と認められる期間

ｂ　官公署へ出頭・・・・・必要と認められる期間

ｃ　骨髄移植・・・・・・・必要と認められる期間

ｄ　ボランティア活動・・・１年に５日の範囲内

ｅ　結婚休暇・・・・・・・５日の範囲内

ｆ　不妊治療・・・・・・・１年に５日の範囲内
（体外受精及び顕微鏡受精の場合１０日）

ｇ　産前産後の休暇・・・・出産予定日（出産日）前後８週間

ｈ　育児時間・・・・・・・１日２回各々３０分以内

ｉ　配偶者出産休暇・・・・２日の範囲内

ｊ　育児参加のための休暇・５日の範囲内

ｋ　生理休暇・・・・・・・請求した期間

ｌ　妊産疾病・・・・・・・必要と認められる期間

ｍ　妊産婦にかかる休暇・・決められた期間ごとに１回、必要と認められる時間

ｎ　妊産婦の通勤緩和・・・１日につき１時間の範囲内

ｏ　妊産婦の休息・捕食・・必要と認められる時間

ｐ　子の看護休暇・・・・・１年につき５日の範囲内（２人以上の場合１０日）

ｑ　短期介護休暇・・・・・１年につき５日の範囲内（要介護者が２人以上の場合１０日）

ｒ　忌引休暇・・・・・・・死亡者との続柄により、１日から１０日

ｓ　父母追悼・・・・・・・１日の範囲内

ｔ　夏季休暇・・・・・・・５日の範囲内

ｕ　リフレッシュ休暇・・・３日の範囲内（勤続年数に応じて付与）

ｖ　災害により消滅した住居の復旧・・・・・・・必要と認められる期間

ｗ　災害・交通機関の事故等により出勤困難・・・必要と認められる期間

ｘ　災害時に通勤途上の危険を回避・・・・・・・必要と認められる期間

（イ）無給の休暇

ａ　介護休暇・・・６月以内

ｂ　組合休暇・・・３０日以内

エ　年次有給休暇

（ア）年度付与日数　　最高２０日

（イ）前年度からの繰越日数　　最高２０日

（ウ）平均取得日数　　１４．０６日（令和７年４月～令和８年３月）

6　職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分

ア　休職

（ア）心身の故障のため、長期の休養を要する場合　　２２件

（イ）刑事事件に関し起訴された場合　　０件

イ　免職　　０件

（2）懲戒処分

ア　戒告　　１件

イ　減給　　なし

ウ　停職　　なし

エ　免職　　なし

7　職員の服務の状況

（1）職務専念義務の免除（主なもの）

ア　人間ドック受診のため

イ　精密検査受診のため

8　職員の退職管理の状況

播磨町職員の退職管理に関する規則（平成 28 年規則第 11 号）に基づき、対応を図っています。

9　職員の研修の状況（全任命権者で集計）

（1）職員研修

ア　派遣研修　　のべ人数　　１４３人　　のべ日数　　２４３日

イ　庁内研修　　のべ人数　２，０１５人　　のべ日数　　５２日

10　職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）福祉の状況

ア　保険・年金関係

職員は、兵庫県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合兵庫支部に加入しており、共済組合では、以下の事業を行っています。

・長期給付事業：各種年金に関する事業

・短期給付事業：組合員とその家族（被扶養者）の病気やけがなどに対して行う給付事業

・福祉事業

ⅰ）保健事業：組合員及び被扶養者の健康と疾病予防のための事業

ⅱ）貯金事業：組合員の貯金の受入れ及びその運用を行う事業

ⅲ）貸付事業：住宅等取得のために必要な資金又は臨時に必要な資金の貸付を行う事業

ⅳ）宿泊事業：保養所又は宿泊施設の経営

イ　公務災害関係（労働災害に相当するもの）

職員が、公務上、通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員又はその遺族等に対する必要な補償等を、町に代わって地方公務員災害補償基金が行います。

町の職員については、「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。

今年度は、３件の該当事案がありました。

ウ　互助会組織

職員の福祉の増進を図るため「播磨町職員互助会」及び「播磨町学校厚生会」を設置し、その事業は、それぞれ一般財団法人兵庫県市町職員互助会、財団法人兵庫県学校厚生会に委託して実施しています。

（ア）一般財団法人兵庫県市町職員互助会（職員が加入（幼稚園教諭を除く。））

掛金として給料額の 4/1000 を職員が、負担金として給料額の 2/1000 を町が負担しています。

町の負担額は総額で１，５４５，６０８円（１人あたり　月額６４８円）でした。

（年間平均職員数１９９人（他の部局の職員を含んで算出））

主な事業

ⅰ）共済事業

・扶養家族が入院した際の入院見舞金の給付
・扶養家族の医療費の一部を給付
・会員又はその扶養家族等の死亡の際の弔慰金の給付
・出産見舞金、災害見舞金の給付　など

ⅱ）福利事業

・会員が入院した際の入院見舞金の給付
・会員の医療費の一部を給付
・結婚祝金、人間ドック助成　など

ⅲ）掛金事業

・銀婚祝金、入学祝金などの給付、リフレッシュ補助券給付　など

ⅳ）その他

・施設利用の斡旋
・家庭用常備薬の斡旋　など

（イ）財団法人兵庫県学校厚生会（幼稚園教諭、保育教諭が加入）

給料額の 1/100 を掛金として職員が、職員の掛金額を算定基礎とし、その額の 10/100 相当する額を負担金として町がそれぞれ負担しています。ただし、町の負担額は平成２７年度より当分の間、０円（職員数１９名（播磨西こども園含む））です。

主な事業

ⅰ）給付事業

・扶養家族が入院した際の入院補助金の給付
・会員又はその扶養家族の医療費の一部を給付
・会員又はその扶養家族等の死亡の際の弔慰金の給付
・結婚祝金、出産手当金、災害見舞金の給付　など

ⅱ）福祉事業

・入学祝品の贈呈、長期研修助成、職場復帰助成　など

ⅲ）預金事業

・会員の財産形成を支援する事業

ⅳ）その他

・相談事業
・保険事業　など

エ　町独自の事業

地方公務員法第４２条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として、今年度は次の事業を実施しました。

主な事業及び実績

・職員定期健康診断及びストレスチェックの実施（町長部局・議会事務局）

健康診断受診人数　２０６人（別途人間ドック受診人数７７人）
ストレスチェック受診人数　２８１人
ストレスチェック面接指導受診人数　１人
支出総額　３，３２９，７６６円

・職員定期健康診断及びストレスチェックの実施（教育委員会部局）

健康診断受診人数　２５３人
ストレスチェック受診人数　３０９人
ストレスチェック面接指導受診人数　０人
支出総額　３，４４１，５８６円
※県費職員、播磨西こども園職員を含んだ人数、金額です。

・インフルエンザ予防接種の実施

受診人数　３２５人
支出総額　１，２３８，１５６円

・置き薬の設置　１２６，６００円（２２箇所設置）

（２）利益の保護の状況

ア　措置要求　０件
イ　不服申立て　０件